

中日本高速道路株式会社 第5回定時株主総会

日 時：平成22年6月28日（月） 13：00開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第5期（2009年4月1日から2010年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第5期（2009年4月1日から2010年3月31日まで）計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分
- 第2号議案 取締役の選任
- 第3号議案 監査役の選任
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈

第 5 期 報 告 書

〔 2009年4月1日から
2010年3月31日まで 〕

事業報告	P 1
計算書類	P 2 1
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 1
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書	P 4 1
監査役会監査報告書	P 4 3

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2009年4月1日から2010年3月31日まで)

1.企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当社グループは、高速道路事業(新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などの新規ネットワークの早期完成、スマートICの整備による利便性の向上、東名・名神高速道路、中央自動車道などのわが国の基幹をなす路線の「百年道路」計画の推進、危機管理の徹底や大規模災害時の迅速な対応など)及び関連事業(新しいコンセプトに基づく魅力あるサービスエリアの整備や地産地消の推進など地域に密着した事業展開など)を通じて、地域の産業・観光の発展と暮らしの向上、更には、広く日本の産業・経済・社会の活性化に貢献していくことを使命としています。

当連結会計年度(2009年度)におけるわが国の経済動向は、前年度後半の世界的な金融危機による急激かつ大幅な悪化からは持ち直してきていますが、依然厳しい雇用環境など、楽観を許さない情勢にあります。こうした事業環境のなか、当連結会計年度の事業については、2009年3月31日付けで国土交通大臣から認可を受けた平成21事業年度(2009年度)事業計画(注1)に基づき、高速道路事業においては、建設・管理コストの更なる縮減を進めながら、東海環状自動車道の延伸開通や圏央道の神奈川県内初の開通によるネットワーク整備、東海北陸自動車道(郡上八幡インターチェンジ～ぎふ大和インターチェンジ)の4車線化完成、高速道路料金の割引の実施、ETCの普及促進、渋滞対策及び老朽化した道路構造物等の緊急安全点検やETCレーン安全通路の整備などの事業を推進するとともに「百年道路」計画の策定を進め、また関連事業においても、コンビニエンス・ストアや地域色豊かな店舗の展開、外国人旅行者への配慮の実施、プレミアムドライバーズカードや旅行業の進展など、様々な事業を組織横断的に取り組み、国の経済対策や顧客動向変化などに的確に対応し、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまサービスに努めてまいりました。

また、地域社会との連携・支援として、事業エリアの関係自治体と包括的提携協定の締結を進めることにより、災害時の支援など地域との連携・協力体制を構築したほか、環境・持続可能社会への貢献として、事業活動を通じた3R(REDUCE・REUSE・RECYCLE)の推進や、サービスエリアにおいて太陽光発電システムやアイドリングストップ給電システムの試行導入など環境配慮型の「エコ・エリア」の展開を進めました。

当社グループでは、5ヵ年を通じた経営基本方針「グループ経営強化と飛躍への挑戦」に基づき、グループ全体で経営理念・経営方針を共有し、グループ経営基盤の確立・強化などの各施策(コンプライアンスの徹底、グループ内の人事交流・人材育成、CMS<キャッシュ・マネジメント・システム>の導入等の経営基盤安定の取り組み等)や職場活性化の取り組み「良い職場づくり」の展開による職場環境の改善や業務改革等を一体的に進めることにより、CSR経営、グループ一体経営を推進しました。

なお、当社においては、より効率的な業務執行に向け、本社組織体制の見直しを行い、現地執行体制を強化する組織改編を2010年4月1日に実施しました。

事業別の状況は、以下のとおりです。

(注 1) 事業計画の高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法第 6 条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した協定(以下「協定」といいます。)の内容に従っています。

【高速道路事業】

高速道路事業については、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と良好な管理による、安全・安心・快適な高速道路空間の提供に努めて参りました。

(建設事業)

建設事業については、首都・中部・近畿の大都市圏間の経済・文化の交流を活性化させ、同時に沿線地域の生活を支えることを目的として、高速道路ネットワークの整備を図って参りました。

当連結会計年度においては、2009 年 4 月 18 日に、東海環状自動車道美濃関ジャンクションから関広見インターチェンジ間 2.9kmを開通させ、2010 年 2 月 27 日には、首都圏中央連絡自動車道海老名ジャンクションから海老名インターチェンジ間 1.9kmを開通させました。

また、暫定 2 車線区間(対面通行区間)の 4 車線化では、2009 年 7 月 17 日に、東海北陸自動車道郡上八幡インターチェンジからぎふ大和インターチェンジ間 4.6kmを完成させました。これにより、これまで進めてきた瓢ヶ岳(ふくべがたけ)パーキングエリアから白鳥インターチェンジ間の 4 車線化事業を完成させました。

この他、学識経験者などの外部有識者による「新東名夢ロード懇談会」を開催し幅広い観点から意見交換を行うとともに、新東名高速道路の概成区間(島田市から浜松市)を有効活用して、新東名高速道路で導入検討の施設等について技術面を検証するための実証実験を行うなど、新東名リーディングプロジェクト(注)を進めました。

(注) 国土形成上特に重要な交通基盤施設である新東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討を組織横断的に実施する取組み。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業については、お客さまに満足していただけるサービスを 24 時間 365 日提供することにより、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けた取り組みを続けて参りました。

具体的には、老朽化した道路構造物等の緊急安全点検・補修の実施、ETCレーン安全通路の整備(必要な箇所への整備を完了)、本線渋滞を緩和させるための付加車線の設置、耐震補強の更なる推進の他、災害時の地域支援、関係地方自治体との協力体制の強化を図りました。

高速道路の長期保全計画のあり方については、有識者による「高速道路ネットワークの長期保全計画に関

する検討会」での検討を踏まえ、対症療法的な「事後保全」から「計画保全」への転換を行い、「百年道路」計画の策定を進めていくこととしました。

休憩施設においては、バリアフリー化、お手洗いの美化などを引き続き実施しました。加えて、樹木剪定や草刈などを実施することにより、道路機能の保持及び道路景観の向上を図りました。

「休日特別割引」の実施による休日交通量の増加に対しては、休憩施設での特設トイレの設置、駐車場で交通整理員の配置、ゴミ清掃の時間延長等を行いました。

また、お客さまの利便性を向上するために、ETC 設備の増設の他、ETC 取付隊(※)等の取組みの結果、ETC 利用率は 2010 年 3 月に 86.8%となりました。

上述のとおり、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けて取り組んできた中、2009 年 8 月 11 日に発生した駿河湾を震源とする地震により、東名高速道路牧之原地区の盛土のり面が崩落しましたが、お客さま、地元住民の皆さま、警察、関係機関の皆さまにご支援、ご協力をいただき、115 時間後に通行止めを解除することができました。なお本復旧は 2010 年梅雨前の完了を目指して工事を進めています。また、この災害を受けて、類似条件の盛土の緊急点検を実施したところです。

(注) サービスエリアや特別会場において、ETC 車載機の販売、取り付け、セットアップ、ETC カードの即日発行を行い、お客様が ETC を即日利用できるワンストップ・サービス。

【関連事業】

(サービスエリア事業)

サービスエリア事業については、運営子会社である中日本エクシス株式会社と一体となって「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進しました。

その結果、当連結会計年度には、コンビニエンス・ストアを 9 店舗、「スターバックス」などのカフェ・ショップを 3 店舗オープンするなど、市中で人気の店舗の出店を進めました。

また、複合商業施設化プロジェクトとして、足柄 SA 上下線、御在所 SA 上下線、多賀 SA 下り線において大規模改良の工事に着手し、2010 年度のオープンを目指し事業を進めました。

この他、サービスエリアが周辺地域の交流の拠点になるように、事業エリアの関係自治体と締結している包括協定を活用してサービスエリア内に観光ナビゲーターを設置し、県の観光 PR などを通じて地域との連携強化を進めました。また、女性社員や若手社員からなるプロジェクトチームを構成し、自由かつ柔軟な発想で従来にないサービスエリアのリニューアルの検討などを進めました。

(新規事業)

新規事業については、社内において「商品開発ワーキンググループ」を立ち上げ、商品開発を実施し、新商品の「飛驒トンネル貫通石ストラップ・飛驒春慶箸セット」を発売しました。

また、当社料金検索サイトである「高速日和」における、料金検索エンジン「ドライブコンパス」を中心に、観光などドライブに関する情報や旅行や物販の商品紹介を充実させ、WEB 事業の拡大を進めました。

旅行業については、引き続き高速道路資産を活かした新しい旅行商品を企画・提供しました。特に、高速道路を見学していただき、事業への理解を深めていただくことができる、工事現場などの見学バスツアーも企画・提供しました。

また、当社のプレミアムドライバーズカードと連携し、カード会員向けの旅行商品の発売も行いました。

(海外事業)

海外事業については、アジア地域での収益事業案件獲得のため積極的に現地調査を実施し、各関連機関との協議を積極的に進めました。特に、ベトナムでは、現地事務所に長期的に社員を派遣し、ベトナム高速道路機関との連携を強化し、道路事業案件の調査検討を継続的に実施しました。その結果、ベトナムとフィリピンにおいて4件の道路調査案件等のコンサルタント業務案件を受注しました。

また、海外道路事業者との人的交流については、マレーシアのPLUS社から研修生を2名受け入れるとともに、当社からも社員1名をPLUS社に派遣し、積極的に情報交換、人事交流を進めました。

この他、国が実施する海外協力事業に社員を派遣し、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際交流・国際貢献にも力を入れました。

(カードサービス事業)

カードサービス事業については、当社の会員カード「プレミアムドライバーズカード」のご利用で貯まるショッピングポイントの交換可能な提携先を拡大したり、提携サイトのご利用やご利用金額に応じたボーナスポイントなど、ショッピングポイントを追加付与しました。また、当社旅行事業と連携し、旅行商品を会員優待価格で販売したり、サービスエリアのガスターションにおいて、プレミアムドライバーズカードご利用時の割引サービスを開始しました。

これら積極的な利用促進策を実施した結果、2010年3月末時点で、有効会員数が約19万人となりました。

【当期の業績】

当期における当社グループの業績は、営業収益が581,502百万円(前期比26.6%減)、営業利益が9,732百万円(前期比17.3%減)、経常利益が10,963百万円(前期比20.8%減)、当期純利益が5,540百万円(前期比31.5%減)となりました。

次に、当社単体の業績ですが、高速道路料金の引き下げに伴う料金収入の減収や道路資産完成高の減少等により、営業利益は、4,444百万円(前期比42.6%減)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は、「協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後、339百万円となりました。関連事業営業利益は、道路休憩所(サービスエリア)事業を中心に4,783百万円となりました。

以上により、税引前当期純利益は5,101百万円(前期比39.4%減)、当期純利益は1,736百万円(前期比67.6%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます。この機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当事業年度における設備投資総額は30,995百万円です。

なお、当事業年度に機構に帰属した道路資産の総額は85,556百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当事業年度に25,891百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・東海環状自動車道美濃関ジャンクションから関広見インターチェンジの開通に伴う料金徴収施設の新設(関広見インターチェンジ ETC 設備4レーン、トールゲート新築)
- ・首都圏中央連絡自動車道海老名ジャンクションから海老名インターチェンジの開通に伴う料金徴収施設の新設(海老名インターチェンジ ETC 設備4レーン、トールゲート新築)
- ・ETCレーンの安全性向上を図るため、東名高速道路豊川インターチェンジをはじめとする140料金所に安全通路の新設
- ・ETCレーン増設計画に基づき、東名高速道路名古屋インターチェンジをはじめとする52料金所において61レーン増設
- ・ETCレーントラブルの削減に向けて、ETCカード未挿入による停止処理を防止するための「お知らせアンテナ」を東名高速道路御殿場インターチェンジをはじめとする43箇所の新設

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当事業年度に1,836百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・サービスエリアなどにおけるコンビニエンス・ストア(9店舗)、セルフカフェショップ(3店舗)などの新設

(3)資金調達の状況

当事業年度の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり政府保証債及び社債(財投機関債)を発行するとともに、27 金融機関から借り入れを行い、総額 271,000 百万円を調達しました。なお、社債(財投機関債)については、株式会社格付投資情報センターよりAAA、ムーディーズ・インベスターズ・サービスよりAa2(第 7 回債及び第 8 回債についてはAaa)の格付けを取得しております。

内訳については以下のとおりです。

種 別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
第 25 回政府保証債(10 年債)	2009 年 6 月 15 日	20,000 百万円
第 26 回政府保証債(10 年債)	2009 年 12 月 14 日	10,000 百万円
政府保証債 計		30,000 百万円
第 7 回社債(財投機関債)(5 年債)	2009 年 4 月 30 日	30,000 百万円
第 8 回社債(財投機関債)(10 年債)	2009 年 4 月 30 日	30,000 百万円
第 9 回社債(財投機関債)(5 年債)	2009 年 7 月 31 日	20,000 百万円
第 10 回社債(財投機関債)(10 年債)	2009 年 7 月 31 日	10,000 百万円
第 11 回社債(財投機関債)(5 年債)	2009 年 11 月 30 日	20,000 百万円
第 12 回社債(財投機関債)(5 年債)	2010 年 1 月 29 日	25,000 百万円
第 13 回社債(財投機関債)(10 年債)	2010 年 1 月 29 日	15,000 百万円
社債(財投機関債) 計		150,000 百万円
長期借入金(5 年) 株式会社みずほコーポレート銀行他 21 金融機関	2009 年 9 月 11 日	30,000 百万円
長期借入金(5 年) 株式会社みずほコーポレート銀行他 21 金融機関	2010 年 3 月 12 日	60,000 百万円
長期借入金(10 年) 第一生命保険相互会社他 4 金融機関	2010 年 3 月 12 日	1,000 百万円
長期借入金 計		91,000 百万円
合計		271,000 百万円

(注)2010 年 4 月 30 日に第 14 回社債(5 年債、発行額 25,000 百万円)及び第 15 回社債(7 年債、発行額 10,000 百万円)及び第 16 回社債(10 年債、発行額 15,000 百万円)を発行しました。また、2010 年 6 月 18 日に株式会社みずほコーポレート銀行他 21 金融機関から長期借入金(4 年、借入額 20,000 百万円)を調達する予定です。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「良い会社で、強い会社」をめざします。常に経営理念に立ち返り、「5つの基本姿勢」を実践します。「お客さま第一」に徹し、「社会の公器」としての高い使命感と強い現場力の発揮により、「安全・安心・快適」な高速道路を実現します。

今般、当社グループを取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、民間会社としての更なる飛躍に向け、今後5か年にわたる『2010 経営計画(2010-2014)』を策定しました。当経営計画においては、5か年を通じた経営基本方針を「CSR経営の推進と飛躍への挑戦」として掲げ、日々の事業活動を通じてステークホルダーの皆さまに満足していただくために、新たな挑戦を続けるという私たちの経営姿勢を明確にしました。また、2010 年度の経営方針を「1. 環境変化への柔軟かつ迅速な対応」「2. グループ総合力の強化」、「3. 2010 年度施策の確実な実行」とし、新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などの新規ネットワークの早期完成、東名高速道路・名神高速道路などの「百年道路」計画の推進、危機管理の徹底や大規模災害時の迅速な対応、新たな料金施策の円滑な導入、新しいコンセプトに基づく魅力あるサービスエリアの整備や地産地消の推進など、地域に密着した事業を組織横断的に推進します。今後5年間に実施する主な施策は以下のとおりです。

【全社共通施策】

I CSR経営の推進

お客さま第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実

- ①ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にし、渉外・広報活動を強化します。
- ②「安全・安心・快適」の推進、地域連携の強化、地域社会・経済への貢献や環境・持続可能社会への貢献など、情勢やニーズの変化に的確に対応したCSR施策を推進します。このうち環境・持続可能社会への貢献については、地球温暖化の抑制を推進するとともに、地域環境や生物多様性の保全など、環境保全に積極的に取り組みます。
- ③技術開発を推進します。
- ④国際社会との交流や国際貢献を推進します。
- ⑤海外からのお客さまがご利用しやすい高速道路空間を提供します。
- ⑥効率的な事業実施に向け、適切な調達を行います。
- ⑦グループ全体の効率的な資金マネジメントに努め、的確な資金調達を行います。
- ⑧社員の「やりがい」を向上させるとともに、「チャレンジ精神」のさらなる醸成と社内コミュニケーションを充実します。

II グループ総合力の強化

- ①グループ総合力の強化に向けた施策を推進します。
- ②業務改革を推進するとともに、総合ICTマネジメントを強化します。

【高速道路事業施策】

- ①2014年度までに、315kmの高速道路を新規に開通します。
- ②新東名リーディングプロジェクトにおける実証実験の成果を検証しつつ、「世界をリードする高速道路システム」を構築します。地方自治体や企業と連携しながら、環境に配慮した新しいコンセプトのサービスエリアの整備を進めます。
- ③安全・渋滞対策のための付加車線の設置や、既存の高速道路ネットワークの機能強化のための都市部の渋滞対策などについて検討を進めます。
- ④スマートインターチェンジなどの着実な整備により、高速道路の利便性を向上します。
- ⑤お客さまに安全で安心してご利用いただける高速道路空間を提供します。
- ⑥多様化するニーズにお応えし、「お招き」と「おもてなし」の心でお迎えするため、常に「お客さまの声」に耳を傾け、いただいたご意見・ご要望に積極的に対応し、お客さまに快適に走行していただける高速道路空間を提供いたします。
- ⑦より一層のコスト削減を促進します。
- ⑧蓄積した技術・ノウハウを活かし、コンサルティング業務を行います。
- ⑨アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

【関連事業施策】

- ①サービスエリアの大規模改良や多機能化など、サービスエリアの複合商業施設化を推進します。
- ②沿線自治体やサービスエリアの周辺の地域や施設との連携強化により、地域と密着し、お客さまと地域との交流が広がるサービスエリアづくりを進めます。また、環境にやさしいサービスエリアを目指します。
- ③「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えするサービスを充実します。
- ④サービスエリアのテナントを支援する企画を推進し、テナントと一体となった運営をさらに強化します。
- ⑤お客さまが快適に高速道路をご利用できるサービスとして、旅行業やカードサービス事業を推進します。また、高速道路の機能を活用した事業を積極的に展開します。
- ⑥海外における収益事業を積極的に展開します。
- ⑦より快適でくつろぎの場となるサービスエリアを目指し、グループ一体となって事業を推進します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

期別 区分	2007年度 第3期 (2007年4月1日 ～2008年3月31日)	2008年度 第4期 (2008年4月1日 ～2009年3月31日)	2009年度 第5期 (当期) (2009年4月1日 ～2010年3月31日)
営業収益	741,702 百万円	791,729 百万円	581,502 百万円
経常利益	18,950 百万円	13,846 百万円	10,963 百万円
当期純利益	10,900 百万円	8,093 百万円	5,540 百万円
1株当たり当期純利益	83円 85銭	62円 25銭	42円 61銭
総資産	1,203,405 百万円	1,309,398 百万円	1,491,720 百万円

(注) 当社グループでは第3期から連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	2006年度 第2期 (2006年4月1日 ～2007年3月31日)	2007年度 第3期 (2007年4月1日 ～2008年3月31日)	2008年度 第4期 (2008年4月1日 ～2009年3月31日)	2009年度 第5期 (当期) (2009年4月1日 ～2010年3月31日)
営業収益	671,735 百万円	725,587 百万円	776,619 百万円	562,702 百万円
経常利益	14,099 百万円	16,439 百万円	8,409 百万円	4,939 百万円
当期純利益	8,011 百万円	10,360 百万円	5,363 百万円	1,736 百万円
1株当たり 当期純利益	61円 63銭	79円 69銭	41円 25銭	13円 35銭
総資産	980,299 百万円	1,183,161 百万円	1,298,426 百万円	1,481,628 百万円

(6) 重要な子会社の状況 (2010年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	愛知県 名古屋市	45 百万円	100%	当社が管理する高速道路のサービスエリアにおける飲食・物販・不動産賃貸業
②	中日本エクストール横浜株式会社	神奈川県 横浜市	100 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	100 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社	東京都 新宿区	50 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	50 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社	東京都 新宿区	90 百万円	100% (19.7%)	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	90 百万円	100% (18.7%)	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	東京都 港区	30 百万円	88.7% (5.5%)	東京支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	東京都 八王子市	50 百万円	100%	八王子支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	45 百万円	100%	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務

⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	石川県 金沢市	50 百万円	100%	金沢支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	愛知県 名古屋市	75 百万円	100%	不動産関連事業、人材派遣事業、社屋管理等事業、お客様窓口関連事業、研修人材開発事業及び売店事業

(注)1.子会社の当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社は、2009年12月25日に所在地を東京都新宿区に移転しました。(番号⑥)

3. 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社は、2009年4月1日に所在地を東京都八王子市に移転しました。(番号⑨)

2) その他の重要な企業結合の状況

番号	会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	石川県 金沢市	1,156 百万円	25.5% (1.0%)	トラックターミナル、貨物保管施設及びこれに付帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業
②	株式会社NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50 百万円	33.3%	料金計算等の基幹システムの運用管理
③	株式会社高速道路総合技術研究所	東京都 町田市	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務
④	株式会社NEXCO保険サービス	東京都 文京区	15 百万円	33.3%	保険代理事業
⑤	ハイウェイ・ツール・システム株式会社	東京都 中央区	75 百万円	19.6% (7.8%) [7.8%]	料金収受機械の保守業務及びETCの保守業務

(注)1.議決権比率欄の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

2.議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

(7) 主要な事業内容

当社グループは愛知県を含めた1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、安全・安心・快適で、時代をリードする高速道路空間を創出し、地域社会の発展と暮らしの向上、更に広く日本経済全体の活性化に貢献することを目的として以下の事業を実施しています。

【高速道路事業】

建設事業については、機構と締結した協定の完成年度・事業費を基本に、安全・品質を確保し、環境保全・コスト削減を図りながら早期開通に努め、地域の期待に応えます。

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神をはじめ、沿線地域の皆さまの生活を支える高速道路の管理・運営を通じて、「お客さま第一」を徹底し、お客さまの声を的確に反映させたサービス、業務の改善の推進により、お客さまに満足していただけるサービスを24時間365日提供します。

【関連事業】

サービスエリア事業では、社会情勢の変化やニーズに柔軟に対応する施策を積極的に推進します。また、サービスエリアの複合商業施設化を進め、「お招き」と「おもてなしの心」で、「お客さまにとっての真のくつろぎの場」「お客さまと地域のふれあいの場」としてのエリアを創造します。

その他の事業では、アジア地域を中心に海外事業を積極的に展開するとともに、カード事業・旅行業をはじめとする新しいビジネスを推進します。

(8) 主要な営業所(2010年4月1日現在)

① 当社の主要な事業所

本社（愛知県名古屋市）

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(愛知県名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 16 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

10 ページから 11 ページ「(6) 重要な子会社」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況(2010年3月31日現在)

①当社グループ(企業集団)の従業員の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	7,722(1,371)人
サービスエリア事業	254 (68)人
その他(関連)事業	76 (0)人
全社(共通)	335 (0)人
合 計	8,387(1,439)人

(注)従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、前会計期間の平均人員を()内に外数で記載しています。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,096 人	41.2 歳	17.8 年

(注)1.従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。
2.平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2010年3月31日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほコーポレート銀行	76,413 百万円	----株	----%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	62,764 百万円	----株	----%
株式会社三井住友銀行	58,857 百万円	----株	----%
信金中央金庫	55,012 百万円	----株	----%
農林中央金庫	54,684 百万円	----株	----%

(注)借入金残高については、単位未満切捨てで記載しています。

2.会社の株式に関する事項

- (1)発行済株式の総数(2010年3月31日現在)
 (2)会社が発行する株式の総数 520,000,000 株
 (3)発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株
 (4)株主数 2名
 (5)大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
国土交通大臣	129,940,882 株	99.95%	----株	----%
財務大臣	59,118 株	0.05%	----株	----%

3.新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

- (1)取締役及び監査役の氏名等 (2010年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
矢野 弘典	代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO	
高橋 文雄	代表取締役社長 最高執行責任者(COO)兼グループ COO 監査部担当	
西山 巍	取締役 専務執行役員 企画本部長	
原田 裕	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	中日本エクシス株式会社 代表取締役社長
吉川 良一	取締役 常務執行役員 保全・サービス事業本部長	
高橋 達治	常勤監査役	

山本正明	常勤監査役	
川口文夫	監査役	中部電力株式会社 代表取締役会長 社団法人中部経済連合会 会長
石塚博司	監査役	

- (注)1.川口文夫氏及び石塚博司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 2.山本正明氏は、オリックス株式会社経理部長、当社専務取締役(経理部他担当)を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 3.川口文夫氏は、中部電力株式会社の代表取締役会長であり、同社の常務取締役名古屋支店長、代表取締役社長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4.石塚博司氏は、大学教授として長年会計学を研究しており、早稲田大学商学部長、同大学会計研究所長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会 決議に基づく報酬	5名	90,611,000円	4名	40,690,000円	9名	131,301,000円

- (注)1.創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。
- 取締役 年額 200百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)
- 監査役 年額 70百万円以内 (2005年9月28日創立総会決議)
- 2.上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金10,714,168円(取締役5名7,393,862円、監査役4名3,320,306円)があります。

(3) 各社外役員の実績

区分	氏名	主な活動状況
監査役	川口文夫	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に、また監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	石塚博司	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に会計学者としての専門的見地から発言を行っています。

(4) 社外役員の報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会 決議に基づく報酬	---	-----	2名	7,200,000円	2名	7,200,000円

(注)1.上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 587,520円があります。

5.会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

1) 公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき額 71,800千円

2) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として支払うべき額 66千円

合 計

71,866千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記 1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

2. 上記 2)の業務の内容は、当社は、会計監査人に対し公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である会計監査人が主催するセミナー費用を支払っています。

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 79,366千円

(3)解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

6.業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改正:2007年6月7日)

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故等のクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に担当する者を置くとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、常務執行役員等をメンバーとする経営会議を月2回開催し、重要事項について討議します。

また、当社グループ全体に影響する全社執行方針の決定・情報共有のほか、当社グループ全体として共有すべき情報の伝達、確認などのため、全取締役、執行役員等にグループ会社の社長等を加えたグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとします。

また、業務運営に当たって、執行役員制を導入することにより、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役会としてのチェック機能を強化します。併せて、職務の執行に関する権限と責任を明確にするために、職務権限・責任に関する規程を制定するとともに、長期(5年)・中期(3年)・年度経営計画を策定し、全社及び部門別の目標を設定の上、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役会長の諮問機関として、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、その徹底を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行います。

また、社内における法令や規程等の違反行為に対して、使用人が通常の業務ラインとは別に報告を行うことができる手段として「コンプライアンス相談窓口」を設置・運営します。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループの基本方針を示すとともに、子会社の重要な経営事項については、当社と事前に協議を行うこと等により、子会社の経営管理・業績評価を実施します。

また、コンプライアンスをはじめとする子会社の各種規程類の制定及び改廃についても、同様に当社への協議事項とし、グループとしての法令遵守体制・リスク管理体制を構築します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期的に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、

監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期的に意見交換を行います。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		24,490
高速道路事業営業未収入金		54,205
未収入金		15,563
未収収益		62
短期貸付金		5
有価証券		76,499
仕掛道路資産		1,034,688
商品		1
原材料		856
貯蔵品		600
受託業務前払金		7,509
前払金		435
前払費用		214
繰延税金資産		1,951
その他		10,446
貸倒引当金		<u>△ 21</u>
流動資産合計		1,227,510
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,496	
減価償却累計額	<u>△ 291</u>	1,204
構築物	27,728	
減価償却累計額	<u>△ 2,575</u>	25,152
機械及び装置	64,818	
減価償却累計額	<u>△ 22,450</u>	42,368
車両運搬具	9,906	
減価償却累計額	<u>△ 6,453</u>	3,452
工具、器具及び備品	6,742	
減価償却累計額	<u>△ 4,197</u>	2,544
土地		228
リース資産	55	
減価償却累計額	<u>△ 14</u>	41
建設仮勘定		<u>6,387</u>
無形固定資産		<u>3,605</u>
建設仮勘定		81,379
無形固定資産		<u>3,605</u>
無形固定資産		84,984
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	20,770	
減価償却累計額	<u>△ 3,839</u>	16,930
構築物	5,012	
減価償却累計額	<u>△ 1,722</u>	3,289
機械及び装置	679	
減価償却累計額	<u>△ 332</u>	347
車両運搬具	0	
減価償却累計額	<u>△ 0</u>	0
工具、器具及び備品	176	
減価償却累計額	<u>△ 85</u>	90
土地		104,207
建設仮勘定		<u>6,474</u>
無形固定資産		<u>131,340</u>
無形固定資産		<u>143</u>
無形固定資産		131,484
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	13,564	
減価償却累計額	<u>△ 3,313</u>	10,251
構築物	1,360	
減価償却累計額	<u>△ 484</u>	875
機械及び装置	24	
減価償却累計額	<u>△ 22</u>	1
車両運搬具	26	
減価償却累計額	<u>△ 24</u>	1
工具、器具及び備品	1,280	
減価償却累計額	<u>△ 399</u>	880
土地		9,006
リース資産	64	
減価償却累計額	<u>△ 6</u>	58
建設仮勘定		<u>41</u>
無形固定資産		<u>21,116</u>
無形固定資産		<u>4,300</u>
無形固定資産		25,416

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	3		
減価償却累計額	△ 0		
土地	3	484	484
E 投資その他の資産			
関係会社株式		6,871	
長期貸付金		70	
長期前払費用		1,767	
その他		1,716	
貸倒引当金		△ 253	10,172
固定資産合計			252,542
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,574	
繰延資産合計			1,574
資 産 合 計			1,481,628
 (負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		66,920	
1年以内返済予定長期借入金		5,604	
リース債務		38	
未払金		12,949	
未払費用		2,372	
未払法人税等		3,061	
預り連絡料金		1,656	
預り金		21,730	
受託業務前受金		9,123	
前受金		2,667	
前受収益		657	
賞与引当金		1,291	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		188	
その他		417	
流動負債合計			128,679
II 固定負債			
道路建設関係社債		693,530	
道路建設関係長期借入金		406,940	
その他の長期借入金		12,172	
リース債務		106	
受入保証金		11,160	
退職給付引当金		47,428	
役員退職慰労引当金		60	
ETCマイレージサービス引当金		6,033	
ポイント引当金		138	
その他		688	
固定負債合計			1,178,258
負 債 合 計			1,306,937
 (純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	26,375		
別途積立金	9,928		
繰越利益剰余金	1,736	38,040	
利益剰余金合計			38,040
株主資本合計			174,690
純 資 産 合 計			174,690
負債純資産合計			1,481,628

損益計算書

2009年4月1日から2010年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	446,865	
道路資産完成高	85,556	
その他の売上高	974	
	533,396	
2 営業費用		
道路資産賃借料	316,952	
道路資産完成原価	85,556	
管理費用	131,226	
	533,735	
		△ 339
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	15,222	
休憩所等事業収入	13,193	
不動産賃貸収入	119	
その他の事業収入	771	
	29,305	
2 営業費用		
受託業務事業費	15,222	
休憩所等事業費	7,474	
不動産賃貸費用	43	
その他の事業費用	1,782	
	24,522	
		4,783
		4,444
III 営業外収益		
受取利息		89
有価証券利息		263
受取配当金		1
物品売却益		2
土地物件貸付料		290
雑収入		327
		976
IV 営業外費用		
支払利息		375
雑損失		105
		480
		4,939
V 特別利益		
固定資産売却益		94
前期損益修正益		204
		298
VI 特別損失		
固定資産売却損		57
前期損益修正損		78
		136
税引前当期純利益		5,101
法人税、住民税及び事業税		3,970
法人税等調整額		△ 605
当期純利益		1,736

株主資本等変動計算書

2009年4月1日から2010年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					高速道 路事業 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2009年3月31日残高	65,000	65,000	6,650	71,650	23,726	7,213	5,363	36,303	172,953	172,953
事業年度中の変動額										
高速道路事業積立金の積立					2,649		△ 2,649	—	—	—
別途積立金の積立						2,714	△ 2,714	—	—	—
当期純利益							1,736	1,736	1,736	1,736
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	2,649	2,714	△ 3,626	1,736	1,736	1,736
2010年3月31日残高	65,000	65,000	6,650	71,650	26,375	9,928	1,736	38,040	174,690	174,690

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品、原材料、貯蔵品
主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| 構築物 | 7年～50年 |
| 機械及び装置 | 5年～17年 |

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

六 会計方針の変更

(1) 工事契約に関する会計基準

受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が50億円以上で、かつ工期が2年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）の適用に伴い、平成21年4月1日以降、新たに着手した工事契約から当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 退職給付に係る会計基準

当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準委員会 企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

この結果、割引率に重要な変動が生じなかったため、従来と同一の割引率を使用しており、退職給付債務の未処理残高に与える影響はありません。

七 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度まで区分掲記しておりました「違約金収入」（当事業年度42百万円）は、重要性が乏しくなったため、営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 693,530百万円（額面額695,000百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 100,000百万円

なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」33百万円を法務局に供託しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,847,179百万円
東日本高速道路㈱	27,637百万円
西日本高速道路㈱	422百万円
合 計	5,875,239百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 47,922 百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 213,200 百万円

③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 137,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 60,000 百万円、道路建設関係長期借入金が 37,000 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,353 百万円
長期金銭債権	156 百万円
短期金銭債務	31,894 百万円
長期金銭債務	3,436 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産(機械及び装置)	1 百万円
高速道路事業固定資産(車両運搬具)	1 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	13,251 百万円
営業費用	84,886 百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,151 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	82 百万円
賞与引当金	521 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	76 百万円
退職給付引当金	19,144 百万円
ETC マイレージサービス引当金	2,435 百万円
その他	2,505 百万円
繰延税金資産小計	24,765 百万円
評価性引当額	△ 22,812 百万円
繰延税金資産合計	1,953 百万円

繰延税金負債

その他	△ 1 百万円
繰延税金負債合計	△ 1 百万円
繰延税金資産の純額	1,951 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

一 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	34 百万円	27 百万円	6 百万円
工具、器具及び備品	977 百万円	605 百万円	371 百万円
合 計	1,011 百万円	633 百万円	378 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

二 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	241 百万円
1 年超	137 百万円
合 計	378 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	317 百万円
減価償却費相当額	317 百万円

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	332,290 百万円
1 年超	19,011,309 百万円
合 計	19,343,599 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね 5 年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	316,952	高速道路事業営業未払金	29,944
						高速道路事業営業未収入金(注2)	2,567
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	85,556	高速道路事業営業未収入金	13,973
				債務の引渡及び債務保証(注3)	97,000	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注4)	5,847,179	—	—
				債務保証(注5)	301,122	—	—
	当社借入に対する債務被保証(注6)	17,776	—	—			
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	東日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注4)	27,637	—	—
				当社借入に対する債務被保証(注6)	17,776	—	—
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	西日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	当社借入に対する債務被保証(注6)	17,776	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定については、前記「7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額」をご参照ください。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、47,922百万円については東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して、253,200百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)に対して、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,343.77 円
一株当たり当期純利益金額	13.35 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 14 回社債	中日本高速道路株式会社第 15 回社債
発行総額	金 250 億円	金 100 億円
利率	年 0.623 パーセント	年 0.931 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 22 年 4 月 30 日	平成 22 年 4 月 30 日
償還期日	平成 27 年 3 月 20 日	平成 29 年 3 月 17 日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 16 回社債
発行総額	金 150 億円
利率	年 1.447 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 22 年 4 月 30 日
償還期日	平成 32 年 3 月 19 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(多額な資金の借入)

当社は、以下の資金の借入を行う予定です。

借入金額	金 200 億円
借入の実施時期	平成 22 年 6 月 18 日 (予定)
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

連結貸借対照表

2010年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		27,389
2. 高速道路事業営業未収入金		54,202
3. 未収入金		16,967
4. 有価証券		76,549
5. 仕掛道路資産		1,033,729
6. たな卸資産		2,558
7. 繰延税金資産		2,072
8. その他		19,097
貸倒引当金		△22
流動資産合計		1,232,544
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	39,711	
減価償却累計額	△8,969	30,742
(2) 構築物	34,412	
減価償却累計額	△4,941	29,470
(3) 機械及び装置	65,751	
減価償却累計額	△22,922	42,828
(4) 車両運搬具	11,309	
減価償却累計額	△7,385	3,923
(5) 工具、器具及び備品	10,141	
減価償却累計額	△5,496	4,644
(6) 土地		115,727
(7) リース資産	323	
減価償却累計額	△65	257
(8) 建設仮勘定		12,956
有形固定資産合計		240,550
2. 無形固定資産		8,710
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		2,357
(2) 繰延税金資産		1,408
(3) その他		4,915
貸倒引当金		△342
投資その他の資産合計		8,339
固定資産合計		257,601
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		1,574
繰延資産合計		1,574
資 産 合 計		1,491,720
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		52,269
2. 1年以内返済予定長期借入金		5,604
3. 未払金		21,302
4. 未払法人税等		4,662
5. 賞与引当金		2,850
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		188
7. その他		26,472
流動負債合計		113,350
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		693,530
2. 道路建設関係長期借入金		406,940
3. 長期借入金		12,172
4. 退職給付引当金		53,583
5. 役員退職慰労引当金		159
6. ETCマイレージサービス引当金		6,033
7. ポイント引当金		138
8. その他		20,374
固定負債合計		1,192,932
負 債 合 計		1,306,282

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	71,650	
3. 利益剰余金	48,730	
株主資本合計		185,381
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△42	
評価・換算差額等合計		△42
III 少数株主持分		99
純 資 産 合 計		185,437
負債純資産合計		1,491,720

連結損益計算書

2009年4月1日から2010年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	581,502	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	316,952	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	206,078	
3. 販売費及び一般管理費	48,738	
営業利益	571,770	9,732
III 営業外収益		
1. 受取利息	373	
2. 土地物件貸付料	263	
3. 負ののれん償却額	354	
4. その他	743	
IV 営業外費用	345	1,733
1. 支払利息	345	
2. その他	157	
経常利益	157	10,963
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	97	
2. 前期損益修正益	207	
3. 保険解約返戻金	141	
4. その他	0	
VI 特別損失	0	447
1. 固定資産売却損	73	
2. 固定資産除却損	39	
3. 前期損益修正損	78	
4. その他	8	
税金等調整前当期純利益	8	11,210
法人税、住民税及び事業税	6,613	
法人税等調整額	△987	
少数株主損益	△987	5,625
当期純利益	45	5,540

連結株主資本等変動計算書

2009年4月1日から2010年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2009年3月31日残高	65,000	71,650	43,190	179,840
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			5,540	5,540
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,540	5,540
2010年3月31日残高	65,000	71,650	48,730	185,381

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2009年3月31日残高	△43	△43	999	180,797
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				5,540
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	0	0	△900	△899
連結会計年度中の変動額合計	0	0	△900	4,640
2010年3月31日残高	△42	△42	99	185,437

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 5社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所
ハイウェイ・トール・システム㈱、(株)NEXCO 保険サービス

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ・その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ・商品、原材料、貯蔵品
主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ② 重要な固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
 定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| 構築物 | 7年～50年 |
| 機械及び装置 | 5年～17年 |
- また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。
- 二. 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
 ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
- (追加情報)
- (1) 一部の連結子会社は、適格年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しております。
 本移行に伴う影響額は、軽微であります。
- (2) 一部の連結子会社は、当連結会計年度より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を14年に変更しております。
 これによる損益に与える影響は軽微であります。
- ホ. 役員退職慰労引当金
 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。
- ヘ. ETCマイレージサービス引当金
 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
- ト. ポイント引当金
 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 重要な繰延資産の処理方法
 道路建設関係社債発行費
 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。
- ロ. 収益及び費用の計上基準
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。
 また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
 なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ハ、消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① 工事契約に関する会計基準

受託業務の工事に係る収益の計上基準については、従来、請負金額が 50 億円以上で、かつ工期が 2 年を超える工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第 15 号 平成 19 年 12 月 27 日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 18 号 平成 19 年 12 月 27 日)の適用に伴い、平成 21 年 4 月 1 日以降、新たに着手した工事契約から当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 退職給付に係る会計基準

当連結会計年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その 3)(企業会計基準委員会 企業会計基準第 19 号 平成 20 年 7 月 31 日)を適用しております。

この結果、割引率に重要な変動が生じなかったため、従来と同一の割引率を使用しており、連結計算書類及び退職給付債務の未処理残高に与える影響はありません。

(6) 表示の変更

連結損益計算書

① 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「負ののれん償却額」の金額は 216 百万円であります。

② 前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「消費税等免税益」(当連結会計年度 159 百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

③ 前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「違約金収入」(当連結会計年度 42 百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第 8 条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 693,530 百万円(額面額 695,000 百万円)

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 100,000 百万円

なお、上記の他、「前払式証券の規制等に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」43 百万円を法務局に供託しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

① 日本道路公団等民営化関係法施行法第 16 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	5,847,179 百万円
東日本高速道路(株)	27,637 百万円
西日本高速道路(株)	422 百万円
合計	5,875,239 百万円

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ. 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 47,922 百万円

ロ. 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 213,200 百万円

ハ. 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 137,000 百万円

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 60,000 百万円、道路建設関係長期借入金
が 37,000 百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 3 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

有形固定資産（機械及び装置） 1 百万円

有形固定資産（車両運搬具） 1 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも 10 年以内となっております。

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、その他の有価証券には、リスクが高いものとして、ユーロ円債（償還期限 2033 年のデュアル・カレンシー債）176 百万円が含まれております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部借入金に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません。(注 2)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	27,389	27,389	—
(2)高速道路事業営業未収入金	54,202	54,202	—
(3)未収入金	16,967	16,967	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	5,099	5,099	0
②その他有価証券	71,747	71,747	—
資産計	175,406	175,406	0
(1)高速道路事業営業未払金	52,269	52,269	—
(2)未払金	21,302	21,302	—
(3)未払法人税等	4,662	4,662	—
(4)道路建設関係社債	693,530	719,198	25,667
(5)道路建設関係長期借入金	406,940	409,066	2,126
(6)長期借入金	17,776	17,946	169
負債計	1,196,482	1,224,446	27,963

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価が帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負 債

(1)高速道路事業営業未払金、(2)未払金及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5)道路建設関係長期借入金及び(6)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品(仕組債)については、全体を時価評価し、その他有価証券に含めて記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	1,929
	その他の有価証券	129

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価情報の資産「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準 10 号 平成 20 年 3 月 10 日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日)を適用しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	9,915	9,571
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	120,028	115,157

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,425.68円
1株当たり当期純利益金額	42.61円

7. 重要な後発事象

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第14回社債	中日本高速道路株式会社第15回社債
発行総額	金250億円	金100億円
利率	年0.623パーセント	年0.931パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成22年4月30日	平成22年4月30日
償還期日	平成27年3月20日	平成29年3月17日
担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第16回社債
発行総額	金150億円
利率	年1.447パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成22年4月30日
償還期日	平成32年3月19日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(多額な資金の借入)

当社は、以下の資金の借入を行う予定です。

借入金額	金200億円
借入の実施時期	平成22年6月18日(予定)
資金の用途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月31日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秦 博文 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 口 定 敏 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	所 直 好 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月31日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秦博文 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷口定敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	所直好 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2009年4月1日から2010年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2010年6月10日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 達治 ㊟

常勤監査役 山本 正明 ㊟

社外監査役 川口 文夫 ㊟

社外監査役 石塚 博司 ㊟

中日本高速道路株式会社

第 5 回 定 時 株 主 総 会

(決議事項)

第 1 号議案	剰余金の処分	P 1
第 2 号議案	取締役の選任	P 2
第 3 号議案	監査役の選任	P 4
第 4 号議案	退任役員に対する慰労金贈呈	P 6

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおり、関連事業に係る利益については、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の大規模投資に備えるために「別途積立金」として積み立て、また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（最終改正：平成一八年六月一四日法律第六六号）第十二条第一項第七号の規定に基づく、会社努力の費用の縮減による助成金に係る利益は、繰越利益剰余金とさせていただきたいと存じます。

なお、当期業績を踏まえ、高速道路事業に係る当期損失については、高速道路事業積立金の一部を取り崩すこととさせていただきたいと存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

（単位：円）

（1） 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,741,162,409
-------	---------------

（2） 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,709,743,279
---------	---------------

高速道路事業積立金	31,419,130
-----------	------------

（注）高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります

第2号議案 取締役選任の件

取締役全員5名は、第5回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	かね こ たけ かず 金 子 剛 一 (昭和18年6月21日生)	昭和43年1月 住友スリーエム株式会社 入社 昭和60年1月 同 原価部長 平成2年7月 同 財務本部長 平成4年6月 同 取締役財務本部長 平成9年1月 3M社 アジア太平洋地域 財務担当ディレクター 平成12年1月 住友スリーエム株式会社 取締役 人事本部長 平成12年11月 同 取締役人事・法務・広報・ コーポレートマーケティング及び 情報システム担当 平成13年3月 同 常務取締役 平成15年2月 同 代表取締役副社長 平成21年1月 同 特別顧問 現在に至る	0株
2	はら だ ゆたか 原 田 裕 (昭和26年3月7日生)	昭和48年4月 大蔵省 採用 平成12年7月 財務省理財局国有財産審査課長 平成13年1月 同 理財局国有財産審理課長 平成13年10月 同 造幣局総務部長 平成16年5月 同 北海道財務局長 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 常務取締役 平成20年6月 同 取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 中日本エクシス株式会社 代表取締役社長	0株

3	よしかわ りょういち 吉川 良一 (昭和 24 年 3 月 9 日生)	昭和 49 年 4 月 日本道路公団 採用 平成 15 年 5 月 同 中部支社長 平成 17 年 10 月 中日本高速道路株式会社 常務執行役員 横浜支社長 兼 中央研究所長 平成 19 年 4 月 同 常務執行役員 横浜支社長 平成 20 年 6 月 同 取締役 現在に至る	0 株
---	---	--	-----

第3号議案 監査役選任の件

監査役全員4名は、第5回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、会社法第343条第1項及び第3項の規定に基づき、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	たかはし たつじ 高橋 達治 (昭和21年7月30日生)	昭和45年4月 日本道路公団 採用 平成13年4月 同 北海道支社長 平成14年11月 同 本社調査役(本社付) 平成15年5月 同 参与 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 監査役 現在に至る	0株
2	かわぐち ふみお 川口 文夫 (昭和15年9月8日生)	昭和39年4月 中部電力株式会社 入社 平成5年7月 同 支配人資材部長 平成9年6月 同 取締役資材部長 平成11年6月 同 取締役名古屋支店長 平成11年12月 同 常務取締役名古屋支店長 平成13年6月 同 代表取締役社長 平成18年6月 同 代表取締役会長 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 中部電力株式会社 代表取締役会長	0株

3	<p style="text-align: center;">いしづか ひろし 石塚 博司</p> <p style="text-align: center;">(昭和9年11月16日生)</p>	<p>昭和37年4月 早稲田大学商学部助手</p> <p>昭和40年4月 同 専任講師</p> <p>昭和42年4月 同 助教授</p> <p>昭和47年4月 同 教授</p> <p>昭和63年9月 同 産業経営研究所長</p> <p>平成4年9月 同 商学部長</p> <p>平成6年11月 同 常任理事(副総長)</p> <p>平成15年4月 同 会計研究所長</p> <p>平成16年6月 日本道路公団 監事</p> <p>平成17年10月 中日本高速道路株式会社 監査役</p> <p>現在に至る</p>	0株
---	--	--	----

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 川口文夫、石塚博司の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者です。

第4号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます矢野弘典氏、高橋文雄氏、西山 巍氏、並びに、監査役を退任されます山本正明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

また、その具体的金額等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、退任されます取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
矢 野 弘 典	平成 18 年 6 月 27 日 当社代表取締役会長 現在に至る
高 橋 文 雄	平成 17 年 10 月 1 日 当社代表取締役社長 現在に至る
西 山 巍	平成 18 年 6 月 27 日 当社常勤監査役 平成 19 年 6 月 26 日 当社常務取締役 平成 20 年 6 月 25 日 当社取締役専務執行役員 現在に至る
山 本 正 明	平成 17 年 10 月 1 日 当社専務取締役 平成 20 年 6 月 25 日 当社常勤監査役 現在に至る